

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
荒井建設株式会社	北海道旭川市4条西2丁目2-2

2 指名停止期間

建設工事

平成25年11月 6日 ~ 平成25年12月 5日 (1ヶ月)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、荒井・中山経常建設共同企業体が施工した北海道上川総合振興局旭川建設管理部発注工事において、株式会社アラタ工業の常務取締役及び荒井建設株式会社の現場代理人は、共謀の上、平成23年12月10日、上川郡美瑛町の工事現場で株式会社アラタ工業の労働者が伐木作業中に労働災害により負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄の旭川労働基準監督署長に提出しなかった。このことが、労働安全衛生法に違反するとして、株式会社アラタ工業及び同社常務取締役並びに荒井建設株式会社の現場代理人が公訴を提起され、罰金刑の略式命令を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2第17（不正または不誠実な行為）の措置要件に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（抜粋）

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 措置要件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 17 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

【問い合わせ先】

北海道森林管理局 経理課

直 通：011-622-5214

担当者：主計係（内線307）